

事務連絡
令和4年6月3日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険
及び後期高齢者医療制度の取扱いについて

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

避難を目的としてウクライナから日本に入国した方（以下「ウクライナ避難民」という。）に係る取扱いについては、「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険の適用について」（令和4年3月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）や「来日したウクライナ避難民に対する後期高齢者医療制度の適用及び適用件数等の調査について」（令和4年4月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

今般、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料、一部負担金等の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合への周知をお願いします。

なお、本内容は出入国在留管理庁出入国管理課と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 出入国在留管理庁が設置する一時滞在施設に入所する身元引受人がないウクライナ避難民に係る保険料及び一部負担金の支援について
身元引受人がないウクライナ避難民（以下「特定避難民」という。）に係る

一部負担金並びに国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料については、出入国在留管理庁において、以下の財政支援の仕組みを創設したため、留意すること。なお、当該支援は、特定避難民が一時滞在施設に入所した日から国外に出国した日までの間（現時点では最長 180 日間を想定）とする。

（１）一部負担金

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度が適用されている特定避難民が、保険医療機関等を受診した場合、当該特定避難民は一旦、保険医療機関等の窓口で一部負担金を負担し、後日、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「難民事業本部」という。）に対し、保険医療機関等を受診した際の領収書等を郵送等により提出すれば、一部負担金を後日精算する仕組みを創設していること。

（２）国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度が適用されている特定避難民は、市町村から送付される納付書等に基づき、一旦、保険料（税）を納付し、後日、納付書等の写しを難民事業本部に郵送等により提出すれば、保険料（税）を後日精算する仕組みを創設していること。

（３）特定避難民の確認方法

ウクライナ避難民については、査証に次のとおり記載があるため、保険料（税）の算定等の際には、必要に応じて確認されたい。

- ・身元引受人のあるウクライナ避難民 「UKR」（身寄りあり）
- ・特定避難民 「UKR-S」（身寄りなし）

2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における既存の配慮措置の適用について

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、所得の低い世帯等について、既に以下のような配慮措置を講じているため、ウクライナ避難民について保険料（税）の算定等の際には、留意されたい。

（１）国民健康保険料（税）

低所得者に対する保険料（税）の負担を軽減するため、国民健康保険料（税）については、世帯に属する被保険者等の前年所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料（税）のうち応益割（被保険者均等割額及び世帯別平等割額）に係る部分について、前年所得に応じ、その額の 7 割、5 割又は 2 割を軽減

することとしている。

ウクライナ避難民については、令和4年1月1日時点で日本に住所を有していないため、身元引受人がないウクライナ避難民の世帯に係る国民健康保険料（税）の算定に当たっては、簡易申告書等の提出を求めること等により、前年の国内所得がないと判断できる場合は、応益割の7割を軽減すること。特定避難民以外のウクライナ避難民については、受け入れ先の世帯状況等を踏まえた上で判断されたいこと。

（2）後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料については、低所得者の方には所得水準に応じた保険料軽減（均等割7割、5割又は2割）を講じている。ウクライナ避難民については、令和4年1月1日時点で日本に住所を有していないため、特定避難民に係る後期高齢者医療保険料の算定に当たっては、簡易申告書等の提出を求めること等により、前年の国内所得がないと判断できる場合は、均等割の7割を軽減すること。特定避難民以外のウクライナ避難民については、受け入れ先の世帯状況等を踏まえた上で判断されたいこと。

（3）保険料（税）又は一部負担金の減免

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度において、保険者は、条例の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免又はその徴収猶予を行うことが可能である。

また、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能である。

市町村の国民健康保険制度担当部局又は後期高齢者医療制度担当部局に、保険料（税）や一部負担金を支払うことが困難であるウクライナ避難民の被保険者が相談に訪れた場合は、必要に応じて、当該制度の活用について検討いただきたい。

なお、新型コロナウイルスの影響を受けている生活困窮者等（ウクライナ避難民を含む。）への生活支援として、保険料及び一部負担金の減免に要する費用については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能である。（別添「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q & A（第8版）」1-27 から 1-29 までを参照）